

令和7年度 国民健康保険税について

国民健康保険税の税率について

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割率(所得－43万円)	6.8%	2.8%	2.6%
均等割額(1人あたり)	21,000円	8,100円	9,100円
平等割額(1世帯あたり)	23,000円	8,800円	6,700円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円

- ・国民健康保険税＝医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分となっています。
- ・所得に応じて均等割額と平等割額を減額します。自動的に減額されるため申請は不要です。
- ・小学校入学前の未就学児は上記均等割額の2分の1が減額されます。

納付方法と納期について

令和7年度国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に下記のとおり送付します。

納付方法	普通徴収の方 (口座振替、納付書またはスマホ収納)	特別徴収の方 (年金からの天引き)
納税通知書発送時期	6月中旬頃	7月中旬頃
納 期	10期(6月～翌年3月まで) ※口座振替の方は、6月から毎月末のお支払(自動振替)です。	6期(4月～翌年2月までの偶数月) ※令和6年度途中で特別徴収が中止になった場合は、令和7年度当初は普通徴収となります。



年度の途中で納付方法が変更になる場合、6月と7月にそれぞれ納税通知書が届きます。詳細は納税通知書でご確認ください。

納付書でお支払い中の方は便利な口座振替をご利用ください。納税通知書に添付している口座振替依頼書またはWeb口座振替受付サービス(取扱金融機関に限る)にて登録できます。

減免・軽減制度について

災害、病気、失業、廃業、収監などにより生活が著しく苦しくなり、国民健康保険税の納付がどうしても困難になったときは、一定の基準により減免または、軽減する制度があります。ただし、原則として定年退職や自己都合による退職などは減免の対象にはなりません。詳しくは、お問合せください。

また、産前産後期間については国民健康保険税が免除されます。免除対象となるのは、出産する被保険者の所得割額と均等割額です。詳しくは、お問合せください。

申告をお願いします

収入の低い世帯に対して、国民健康保険税を減額する制度があります。

国保加入者全員の所得が把握できないと、減額されませんので、所得のない人も申告をお願いします。

市税等をスマホ収納でお支払いの方へ

アプリの操作方法や税金の支払いに利用できるチャージの方法、ポイントの取扱い等については、各アプリ事業者へお問合せください。
(PayPay、PayB)



国民健康保険税に関するお問合せ 医療保険課 総務係 (☎内線1039・1040) 各支所市民窓口課



令和7年度の特健康診査の受診期間は5月1日(木)～1月31日(土)です

40歳～74歳の飯塚市国民健康保険加入者に、「特定健康診査受診券」を4月中旬に郵送しています(4月以降に加入の方にも随時郵送します)。特定健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。ご自身の健康のために、毎年健診を受けましょう。

特定健康診査に関するお問合せ 健幸保健課 特定健診係 (☎ 24-4002)